



遷宮で結ぶ人の輪心の輪  
第六十二回神宮式年遷宮

祭祀の三大神勅	2
平成二十二年度神社実務研修会報告	5
埼玉県神道青年会会長就任挨拶	10
神社庁新任職員挨拶	10
庁務日誌抄	11
東北地方太平洋沖地震における神社庁の対応	12

目次



第195号

発行 埼玉県神社庁  
さいたま市大宮区高鼻町1-407  
電話048(643)3542  
編集 庁報室  
印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ



神道青年会 東北地方太平洋沖地震復興祈願祭3月25日 さいたま市中央区本町東氷川神社(新藤英子宮司)

# 祭祀の三大神勅

沼部春友

神道はわが国の有史以来、自然に恵まれた気候風土の中で、日本民族が先祖代々育んできた、わが国固有の民族宗教である。したがって神道には教祖・教典がなく、祭祀という実践を重んじてきたのである。そして神道は先人が書き留めた古典を尊重し、歴史と伝統を踏まえて、継承につとめてきた。とりわけ神道祭祀の継承にあたっては、記紀神話をはじめとする古典に、どのように記されているか、上代の人々はこのように行なっていたのかを、学ぶことが肝要である。

そこで、本稿では、神道祭祀の原点ともいべき三大神勅について述べたいと思う。天孫降臨の神話は、高天原において神々が何度も協議に協議を重ねられた結果、天孫瓊杵尊が天上の高天原から、地上の豊葦原の瑞穂国すなわち日本国に天降りされて、この国を統治することとなり、その天降りに際して、天照大神から三種の神器、すなわち八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙剣とともに、三大神勅を賜ったのである。それは天壤無窮の神勅、宝鏡奉斎の神勅、斎庭の稲穂の神勅である。天壤無窮というのは、天皇の御位は天地とともに無限であることを確定したものであり、皇位の基本になっている、大事な神勅である。

埼玉県が生んだ偉大なる神道学者河野省三博士の揮毫された「天壤無窮」の扁額が、私の若い頃、先生のお宅に掲げられていたことを、懐しく思い出す。

しかし、私は祭祀の三大神勅というときは、これに代わって、同じく天孫降臨に際して、高皇産靈尊から瓊瓊杵尊に賜った、神籬磐境の神勅をあげたいと思う。これら祭祀の三大神勅は、いずれも『日本書紀』神代下に、左のように記されている。

○神籬磐境の神勅  
吾は天津神籬及び天津磐境を起し樹て、当に吾孫の為に斎ひ奉らむ。汝、天兒屋命・太玉命は、天津神籬を持ちて、葦原中国に降りて、亦吾孫の為に斎ひ奉れ

○宝鏡奉斎の神勅  
吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし。与に床を同じ殿を共にして、斎鏡とすべし

○斎庭稲穂の神勅  
吾が高天原に所御す斎庭の穂を以て、亦吾が児に御せまづるべし

まず第一に神籬磐境の神勅についてである

が、これは天孫降臨の折に、天津神籬に神々の霊をまつり、天孫降臨に陪従された天兒屋命と太玉命がこれを捧持して、天降りされたということである。

神籬というのは、神霊の憑依する神聖な依代として、こんにちも臨時に神を迎える祭場に鋪設し、祭祀が営まれている。その神籬の典拠となるのが、この神勅にあることに着目したい。

この神籬は、古くは清浄な土地を選び、周囲に常磐木を樹てて神座としたのであろう。こうした古型の倂をこんにちなお伝えられているのが、毎年五月十二日の夜、京都の賀茂別雷神(上賀茂)神社で斎行される、神さまをお迎えする御阿礼神事の祭場に拝見することができる。それはおよそ六尺ほどの高さで四間四方もある、大きな神籬である。四方の各一面に十二本ずつ杭を打ち、横三段に丸太を渡して縄で結び、松・檜・榎などの常緑樹で、中が見えないほどに囲い、ところどころに藤蔓の皮でつくったおすずと称するものを取りつけ、囲いの中心に四尺程の杭を一本打って、これに阿礼木と称する紙垂をつけた榊を結びつける。更に長さ四間程もある松丸太二本を、杭の根本から正面斜め上に向け、尖端を少し左右に広げて扇状になるようにとりつける。その尖端には榊の枝を結びつけ、これを休閒木と称する。

以上が御阿礼神事の神籬で、その奉製には変遷もあつたであろうが、神籬の古型を伺う

ことができよう。

神籬の籬はマガキとよみ、竹や柴などを粗く編んでつくった垣の意であるから、神籬とは神の鎮ります垣ということになる。ヒモロギの語義は諸説あるが、ヒは霊との説もあるから、霊の室木とみることもできよう。

先師西角井正慶先生は、

五百箇真賢木の如く一本のいはば招代としての神籬ではあるまい。万葉集の「神奈備に神籬立てて斎へども」などの例で見ても、立ててと言ふから一樹のごとく感じられるけれど、一種の真屋とみられなくはない。(古代祭祀の形態)

と述べておられる。おそらく前述した御阿礼神事の神籬のような形態を、想像されているのであろう。いずれにしても、こんにちの諸祭でみられるような、一本の神に紙垂と麻苧をとりつける神籬の形式は、後世になってからであろう。

次に神籬とともに並び称される磐境について触れておきたい。

磐境は磐座ともいわれ、磐石を廻らして神霊を迎えた依代である。すなわち神籬が常緑樹を用いたのに対して、磐境は神聖なところに磐石を築きめぐらしたのである。『延喜式』神名帳によると、参河国宝舂郡(愛知県新城市)に石座神社があり、尾張國中嶋郡(愛知県稲沢市)の尾張大国霊神社には、磐石が環状にならべられた遺跡があるところから、いずれも磐境祭祀が神社の創祀となったのであろう。

神籬とともに磐境は、高床式の建物ができる以前からの祭祀形態であったのである。

こう述べてくると、沖繩の各地にあるウタキ(御嶽)で行なわれているまつりも、神籬磐境祭祀の形態を留めたものとみることができよう。ウタキは沖繩の村々にある聖地で、岩石やクバ、ガジユマルなどの木が茂る、最も神聖なところとされており、ここで祭祀が行なわれているのである。

次に第二の宝鏡奉斎の神勅について述べよう。前述したように、三種の神器の一つである八咫の鏡は、天照大神としておまつりするようになり、との神勅である。このことは『古事記』上巻にも、天照大神が「此れの鏡は専ら我が御魂と為て、吾が前を拝くがごとく、いつき奉れ。」と、お述べになられているのである。そこで、天孫降臨がなされてからは、瓊瓊杵尊をはじめ代々この御鏡を宮殿におまつりされ、第一代神武天皇から第十代崇神天皇の御代までは、同床共殿と称して、天照大神と天皇とが、御床を同じくし、御殿を共にされていたのである。しかし、崇神天皇は国内に疫病が流行して、多くの死亡者が出たことから、御心を痛められ、天照大神を同じ大殿におまつりしていることは、恐れ多く安らかでないとのことから、皇女豊鍬入姫命に託して、倭の笠縫邑におまつりしたという。このことを

崇神天皇紀には、次のように記されている。

五年に、国内に疫病多くして、民死亡れる者有りて、且大半きなむとす。

六年に、…神の勢を畏れて、共に住みたまふに安からず。故れ、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。

倭の笠縫邑が現在の何処にあたるのかは特定できないが、奈良県磯城郡田原本町とか、桜井市域に比定する説がある。

次の第十一代垂仁天皇の二十五年三月になると、今度は倭姫命に託され、命は大神の御鎮座地を求めて遷幸の途につかれ、菟田の笹幡(現奈良県宇陀市榛原区の篠畑神社鎮座地という)、近江国(滋賀県)、美濃国(岐阜県南部)などを遷幸されて、伊勢国(三重県伊勢市)に到ったときに、天照大神から倭姫命に対して、この国はウマシクニ、すなわち、すばらしい立派な国だ、このところに鎮まりたい、とお諭しがあったことにより、大神を伊勢の五十鈴の川上におまつり申し上げたという事であり、これが皇大神宮御鎮座の縁起である。このことについて垂仁天皇紀には、次のように記されている。

二十五年：三月の丁亥の朔丙申(十日)に、天照大神を豊稻入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐さむ處を求めて、菟田の笹幡に詣る。更に還りて近江国に入りて、東美濃を廻りて、伊勢国に到る。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく、「是の神風の伊勢国は、常世の浪の重浪帰す

る国なり。傍国の可<sup>う</sup>怜<sup>ま</sup>し国なり。是の国に居らむと欲<sup>おも</sup>ふ」とのたまふ。故<sup>かれ</sup>、大神の教<sup>まこと</sup>の隨<sup>ま</sup>に、其の祠<sup>みくら</sup>を伊勢国に立てたまふ。

右の御遷幸については、『皇大神宮儀式帳』『倭姫命世記』その他の文献にも記され、相違するところもあるが、ここでは省略する。

皇大神宮は平成八年に御鎮座二千年を迎えられた。一方、皇居内には宮中三殿がまつられており、その中央の賢所<sup>かしらところ</sup>には、天孫降臨のときに授けられた御鏡とは別に奉製された御鏡を御神体<sup>ごしんたい</sup>とする、天照大神がまつられているのである。

第一代神武天皇御即位から数えて、今年<sup>ことし</sup>は皇紀二千六百七十一年、今上陛下は第百二十五代となられる。そして、御歴代天皇は「神事を先とし、他事を後とす」との伝統のまにまに、神祭りを第一となされて、日本の国家国民の平安と、世界の平和を御祈念遊ばされているのである。

次に第三の齋庭の稲穂の神勅について述べる。これは人間誰もが一日たりとも欠くことのできない、命の糧である食糧に、祈りと感謝を捧げることであり、日本の最も長い歴史と伝統を有する、祈年祭と新嘗祭の典拠となる神勅である。

『古語拾遺』には、

吾<sup>わが</sup>が高天原<sup>たかまがはら</sup>に所御<sup>きよま</sup>す齋庭<sup>いはい</sup>の穂<sup>ほ</sup>をも、亦吾<sup>またわが</sup>が児<sup>こ</sup>に御<sup>まか</sup>せてよ。太玉命<sup>たひたまのみこと</sup>、諸部神<sup>もろべのかみ</sup>を率<sup>あし</sup>て、其の職<sup>つかさど</sup>に仕<sup>つか</sup>へ奉<sup>まつ</sup>ること、天上の儀

の如くせよ、と曰<sup>いわ</sup>りたまひき。とある。なお、「穂」の下に「是は稲種なり」との割註がある。

齋庭<sup>いはい</sup>というのは、まつりの庭ということだから、齋庭の稲穂とは、高天原で天照大神がおまつりなされ、その時に新嘗<sup>にいのみぎ</sup>聞<sup>き</sup>し食<sup>め</sup>された稲穂の種を、天孫降臨の時に授けられたということになる。

食糧の中でも米飯は、日本人にとって欠くことのできない、大事な主食であることはいうまでもない。どんなに高齢のお年寄に聞いても、御飯を毎日いただいて、時には食べ過ぎて胃がもたれたとか、お腹をこわしたことがある<sup>あつても</sup>、御飯はもう飽きたという人はいない。一方、洋食が好きだという人でも、御飯を全く食べないで、パンやスパゲティばかり食べていたら、おそらく半月もしないうちに、御飯を要求してくるだろう。それほどにお米<sup>こめ</sup>というのは、日本人の体に合った大事な主食なのである。

お米を取獲する稲作のわざが、既に高天原において、天照大神によってなされておられ、その稲種が瓊瓊杵尊に授けられて、この地上にもたらされたのである。だから御歴代の天皇は、御即位をなさると踐祚大嘗祭を、毎年<sup>としごと</sup>は新嘗祭を御親祭になられるのであるが、これらのお祭りは、初穂の収穫を待つて行なわれるのである。しかも今上陛下におかせられては、春には稲種を蒔かれ、初夏にはお田植をなされ、そして秋にはお刈取りをなさって、

これを皇大神宮の神嘗祭に、懸<sup>かけ</sup>税<sup>ちか</sup>として供せられ、宮中新嘗祭では、御親祭遊ばされて、新嘗聞<sup>にいのみぎ</sup>し食<sup>め</sup>されるのである。

以上、祭祀の三大神勅について述べてきた。これらはいずれも天孫降臨に際して、天照大神あるいは高皇産靈尊から、瓊瓊杵尊に賜った神勅であり、宮中、神宮、神社において行われる祭祀の典拠となるもので、その規範は高天原にあるということである。これを天上の儀<sup>い</sup>という。

宝鏡奉齋の神勅は、敬神崇祖の道をお諭しになられたものであって、神道信仰の基本が述べられているのである。また、齋庭の稲穂の神勅にいたっては、今上陛下が親しく御播<sup>こほ</sup>種<sup>こぼ</sup>、御田植<sup>みけ</sup>、御刈取<sup>みかり</sup>をなされ、新嘗祭を御親祭遊ばされるということ、恐れ乍ら天照大神の天上の儀を、この地上にて御実践遊ばされていると、いえるのではなからうか。

神職は祭祀の厳修につとめることを、任務の第一とされているが、これを実行するのは、こころ(信心)とかたち(行事作法)とおしえ(教学)とを、しっかりと修得するとともに、大御心を鑑<sup>かみか</sup>として、祭祀にいそしむことを心がけたいものである。

(國學院大學伝統文化リサーチセンター客員教授・須賀神社宮司)

# 平成二十二年 度 神 社 実 務 研 修 会 報 告

教化委員会 神社実務部

二月十八日、川越氷川神社氷川会館で、平成二十二年 度 神 社 実 務 研 修 会 を 開 催 し ま し た。特に今回の研修内容は、神職だけでなく日頃神社との関わりの深い総代にも理解を深めていただきたく、お声掛けをしたことから、神職、総代合わせて百五十五名もの参加者があり、盛況のもとに開催することができました。

た直近三カ年の「損害保険取り扱い保険事跡」のデータから、事故災害発生の要因別による層別を試みました。その結果、「神社境内敷地内樹木の倒木・枝折れによる事故・災害」、「神社境内における諸作業（環境整備含む）」、「および諸施設による事故・災害」、「神社の祭祀実施中の事故（神輿・山車・馬など）」の三要因に大別しました。

神社実務部では、今期の教化委員会の活動主題である「社会に向けた教化と氏子崇敬者への教化」に基づき、その具体的目標を「神社における管理上の諸問題を考える（不慮の事故・災害に備える）」として、神社運営管理上発生する諸々のリスクを最小限に抑える諸活動について指標を示すべく、本研修会を開催することにしました。

従って、これら三要因に起因する事故・災害を減少させるための予防施策を取ることが神社運営上の障害を少くする重要ポイントと捉えて研修会実施の課題として検討してきました。その結果、《神社における危機管理について》と《神社における事故・災害の現況について》、さらに《樹木の日常管理と倒木、枝折れによる事故を未然に防ぐためには》をメインテーマとしました。

## 「神社の危機管理について」

埼玉県神社庁 録事 武田 淳 氏



そこで、神社における事故、災害発生の現状を把握するために、全国の神社を対象にし

た直近三カ年の「損害保険取り扱い保険事跡」のデータから、事故災害発生の要因別による層別を試みました。その結果、「神社境内敷地内樹木の倒木・枝折れによる事故・災害」、「神社境内における諸作業（環境整備含む）」、「および諸施設による事故・災害」、「神社の祭祀実施中の事故（神輿・山車・馬など）」の三要因に大別しました。従って、これら三要因に起因する事故・災害を減少させるための予防施策を取ることが神社運営上の障害を少くする重要ポイントと捉えて研修会実施の課題として検討してきました。その結果、《神社における危機管理について》と《神社における事故・災害の現況について》、さらに《樹木の日常管理と倒木、枝折れによる事故を未然に防ぐためには》をメインテーマとしました。



て、その一つに危険予知訓練というものがあります。これはKYTともいわ

れていて、K（危険）Y（予知）T（トレーニング）の略です。危険予知訓練とは、職場や作業の状況の中に潜む危険要因と、それが引き起こす現象を、職場や作業の現状を描いたイラスト、シートを使って、また、現場で実際に作業をさせたり、作業をしてみせたりしながら、小集団で話し合い、考え合い、分かち合って、危険のポイントや重点実施項目を確認して、行動する前に解決する訓練です。危険予知訓練の手法として4ラウンド法というものがあります。

### 4ラウンド法とは

① 現状把握（どんな危険が潜んでいるか）

どのような危険が潜んでいるか、問題点を指摘させる。問題点の指摘は自由に行わせ、田のメンバーの指摘内容を批判するようなことは避ける。

② 本質追究（これが、危険のポイントだ）

指摘内容が一通り出揃ったところで、その問題点の原因などについてメンバー間で検討させ、問題点を整理する。

③ 対策樹立（あなたなら、どうする）

整理した問題点について、改善策、解決策などもメンバーにあげさせる。

④ 目標設定（私たちは、こうする）

あがった解決策などをメンバー間で討議、合意の上、まとめさせる。

この4ラウンド法を使用して、例えばある神社では、境内には樹木が多く、枝落ちの危険があるとか、神橋が雪や雨天の時滑りやす

いという危険や、参道が一般道を横切っている交通事故の危険があるなどを指摘させて、①④の順で討議をして解決策を考え実行します。

神社における危機管理として近年多発している争議や不慮の事件、事故への素早い対処、また、これらを未然に防止するための方策を神社で考える必要があります。

これには、境内図を使った危険予知訓練や実際に境内を歩き、危険箇所を確認しておくことが大切です。また、保険加入の検討（火災保険、賠償責任保険等）や専門家（弁護士、税理士、警察官、樹木医等）を交えた対策が必要になってきます。

### 「神社・仏閣における防犯対策について」

埼玉県警察本部生活安全企画課

藤木 渉 氏



神社・仏閣で発生している犯罪には、境内・寺院内設置の仏像等を狙った窃盗。社務所・事務所に侵入しての現金等の盗

難。敷地内の賽銭箱等の現金を狙った窃盗。神社等に対する放火。鈴や半鐘、車止めなどの金属類を狙った盗難。墓石や地蔵の倒壊や汚損等の器物損壊。乗り物の盗難や部品の盗難。駐車中の車両内等に置かれたバック等を狙った盗難。参拝者等を狙った盗難（すり・

置き引き）。場所として発生する盗撮・強制わいせつ、暴行・傷害などがあります。

埼玉県内では昨年十月に連続放火事件が発生しましたが、賽銭箱を敢行し、証拠を隠滅するための放火で非常に悪質な事案でした。

警察でも皆さんへの情報提供ということ、今後も緊急性重大性のあるものについては、一枚刷りを作成し、神社庁を通してお知らせしていきたいと考えております。

次に具体的な防犯対策の実施箇所としては、大きく分けて、駐車場、敷地、境内などがあります。まず、駐車場というのは、参拝される方が被害に遭いやすいという状況にあります。また、夜間に少年がたむろしたり、

浮浪者が居ついてしまったりとか、夜間の対策があります。そのためには、外燈照明、明るくすることが大事で、センサーライト設置が有効です。また、防犯カメラの設置と表示が防犯の抑止効果があります。さらに、利用者への盗難予防などの注意喚起をする看板も有効です。続いて侵入対策においても、防犯カメラやセンサーライトは有効ですが、入り口の確実な施錠の実施が重要で、その確認を怠らずにし、犯罪者に隙を与えないこと。社務所や賽銭箱の対策は、現金や必要のない高価なもの置かないこと、金庫などでしっかりと管理することが大切です、これらと普段からの防犯意識をしっかりと持つことの二つが揃って高い防犯効果が得られます。犯罪者が嫌がるものは、音・光・人の目です。さらに注意

を促す看板などが多いのも有効です。

自主防犯対策としては、住民のモラルの低下が環境を悪化させるといわれております。ゴミ拾いやいたずら書きを消すなど、普段から綺麗に整然さを保つことは、犯罪を起さにくくします。神社というものは、人の集まる場所、回りの住民にしても憩いの場でもあります。普段からお互いが見守り、良好な関係を保ち安心して安全な場所として地域の信頼性・協力を高めることにより、不審者を寄せ付けないことが重要です。

### 「神社における事故や災害の現況について」

村上代理店 高木 隆次 氏



事故や災害は思わぬところで発生します。先ず神社の特徴を考えますと、

一、神社神道は特定の信者を対象にした信仰ではないところから、不特定多数の参拝者が訪れる。

二、御社殿をはじめて鳥居などの歴史的建造物・建築物があり、経年変化による老朽化・耐久性の低下が予想される。

三、毎年祭礼（神賑行事）がある。  
四、鎮守の杜として樹木が鬱蒼と茂り、老木・大木がある。

等であり、市街地の神社では民家の隣接・

通行量の激しい幹線道路など神社を取り巻く環境はより複雑となっています。

村上代理店の平成十九年～二十年における保険対応データから見ると、神社の事故災害比率を四種類に分類できます。先に挙げた神社の特徴の中では、樹木関係が三十四%と最も多く、その内倒木・枝折れによる参拝者の負傷、車両や民家への損傷などがその多くを占めます。樹木に関する知識の不足が事故の発生を招いているのも事実であります。

次に二十五%の祭礼関係ですが、主に神賑行事である神輿渡御、屋台・山車曳き回し、神馬関係が挙げられます。境内外の起こる事故はまさに不特定多数の見物人を巻き込む恐れがあります。直近の事例として「山車が当時から中学生の子供の右足を轢き負傷させ、その後遺症として成人になってから和解金参千弍百四拾七萬也の判決」がおりたそうであり、ます。節分祭では豆撒きの榊が階下の小学生の顔面に落下し前歯を負傷という事例もあります。神社は毎年の祭にこのような危険と共に齎行されています。当該神社はその後どのような対策を施したのか、全国の祭における安全対策を調査することも必要かと思えます。

神社施設と保全作業中の事故をあわせると四十一%となっています。最も重大な事故は比較的大きな建造物で石製周辺で発生しております。鳥居や玉垣・記念碑等の倒壊は死亡事故につながります。また段差によるつまづき・踏み外し、スズメバチによる負傷も実

際神社側に責任を問われています。このように日常に潜む危険は、訴訟社会とあいまって、神社に過度の負担を強いられかねません。しかし、神社の性格上、一定の対処は必要ですが、過敏なる必要はありません。「備えあれば憂いなし」保険の加入は不可欠です。一端事あれば神社庁に相談・ご指導を仰ぐことも肝要かと思えます。

### 「樹木の生態と管理について」

樹木医・日本樹木医学会埼玉支部事務局長

原口 志津夫 氏



前に行われた「神社における事故や災害の現況について」の講義の中で、樹木に関する事故・災害が神社全体の発生件数の三割を超える割合で発生している旨の講義がありました。その殆んどが、これから説明する事故発生予防活動を実施することによって事前防止できるものと把握しています。

また、「危険予知訓練」の概要説明にあつた4ラウンド段階的手法も樹木点検の方法の進め方、考え方と共通しており、そのまま当てはまるものと思えます。

景観重要樹木の保全方法についての調査・診断は、当該樹木の生育環境や生育状況把握し、その健康状態や景観不良などの要因を

判断するために実施するものです。実施方法は効率的な実施や必要性を考慮して「基礎調査」、「生育・景観評価」、「外観診断」、「健全度評価」、「詳細調査」、「総合評価」に区分して実施します。

樹木の日常管理は、景観重要樹木の抽出から始まり、景観重要樹木に指定して、基礎調査を実施し、生育・景観の評価を行います。その結果、専門家の診断が必要と判断された場合は、樹木医によって外観診断・詳細調査を実施します。また、日常管理状態が良好な樹木は、引き続き良好な状態を維持するための諸作業（計画・目標設定から検証まで）を行います。

鎮守の杜を守り、木を育てるためには、神社に仕える神職、氏子総代など役員が中心になって樹木点検票・樹木点検台帳を使用して定期的なチェック、観察し、それらの基礎調査によって樹木の時節毎の定期的生育状態の把握に努めることが重要です。その結果、樹木医など専門家による外観診断が必要と判断された場合は、専門家による詳細調査を実施してもらいます。そして、問題がある場合は、「保全目標の設定」をして、治療・回復の対応策を実施します。

次に、樹木の日常管理（木を良く見る、木を良く知る）について説明します。枝や幹の切り方は、幹と枝の境（幹から枝へ曲がる部分）を切ることが良い切り方で、切り口は自然にふさがります。そして切った後の処置は、

切り口表面に殺菌剤を必ず塗ることが大切です。太い幹を切るときは、時期があつて木がエネルギーを蓄えて根の休んでいる冬から春にかけての頃が良く、残す枝は、葉が多くある元気な枝にします。

木の理想的な植え方は、将来、建物や電線などに触れたりしない、広い場所に植ええます。植える所は、深く広く耕して、根が枝分かれする部分まで土をかぶせ、根元には、枯れ葉や堆肥、ワラなどで保護します。また、保護材の支柱は幹が少し揺れる程度に固定し、がっちり固定しないことです。木がしっかりと安定したら支柱を外します(3〜4年です)。そして、倒木に関しての留意点として、雨と風への予報や、低気圧の動きに対して注意が必要であり、倒木の前兆として、根の周りに地割れが見られたら注意が必要です。

木と病害虫の関わりですが、害虫や病原菌の多くは、木が弱つてから寄生し、菌類は根、幹、枝の傷から入り込みます。幹や枝にキノコがあつている場合は重大な病気にかかつているか、または、材が腐っている可能性があり、注意が必要です。

菌と樹木の関係について、菌は、キノコと同じと考えて良いと思います。従つてキノコが出たら木が腐つていて、その部分がポロポロになつていてることを表します。樹木を腐らせる菌としては、スポンジ状に腐る白色腐朽菌と粉状に腐る褐色腐朽菌があります。

次に、諸々の原因で木に空洞ができた場合

の対処方法については、健全な木は腐朽菌に抵抗し、進行しないように閉じ込める強力な壁を作るので、むやみに腐朽部を削除したり、ウレタン・モルタルで充填しないことが重要です。ウレタンやモルタルを充填しても木の強度を補強することはできません。

また、樹皮にコブを見掛けますが、大きくなったコブを切り取ると傷になり、病害の門戸となりますので、切り取らない方が良いでしょう。

### 「樹木の点検と危険度診断について」

樹木医・樹木医事務所「樹診」代表 樋口 裕仁 氏



皆さんは、どのくらい樹木の事を観察したことがあるでしょうか。殆どの方が、葉っぱがきれいとか花が咲いたという見方はされても、折れるとか倒れるという観点から、観察されたことはないかと思えます。

異常がある樹木は、一般的に不自然な状態である場合が多く、樹木の外観的特徴から評価す外観評価法により判断することが重要です。樹木は、樹体表面にかかる力(応力)が乱されて、一点に力が集中することを嫌い、そのような状態になった時には、その年輪を厚くして防ぐような形を取っております。

多くの場合の枝折れや倒木には、樹木の中

に、傷害などの原因を抱えている場合が多く、例えば樹木の成長過程の「入り皮」は、樹木に亀裂が入っている状態のため、何かの衝撃があつた時にそこから裂けてしまう状態になり、折れる、割れるという原因になります。

次に、細さと高さHD比、Hが樹高Dが幹の直径で、HD比が50以上になると、強い風が吹いた時に、倒れている樹木が多く発生しています。

次は腐朽で、これは木材腐朽菌により、材衣が腐朽することで強度が低下することをいいます。白色腐朽と褐色腐朽があります。一般的には、白色腐朽は、スポンジのように柔らかくなつていきますが、褐色腐朽は初期強度が著しく落ちるといわれております。ただ、樹木の中に入つてしまつている腐朽が、白色腐朽か褐色腐朽かを見分けることは、専門家でもなかなか判別できません。空洞になつた時に初めて、白色・褐色腐朽だったのか判別でき、白色腐朽は広葉樹、境内にある杉・檜・松などは褐色腐朽に侵されることが多いといわれております。

次に、外観評価法によつてどのような樹木がどのような状態で危険かを判断してみます。残された材衣の厚み/半径で算出した樹木の空洞率(IRR率)が0.3以下に成つて来ると、危険に成ります。

それから、キノコの発生ですが、特にサルノコシカケのように多年生のものは一年毎に大きくなりますが、ある程度たつと大きな

らなくなる時があります。これは、樹体の中空洞化が進み、キノコにとつて、もう食べる物が無いということです。

また、倒木の原因になる腐朽菌は、ベッコウタケといわれる菌で、樹木の根元に発生しますが、一年生で消えてしまうために見落とす原因となります。通常より高い気温に耐えられ、暑い時に出やすいキノコで、広葉樹に多く、桜やニセアカシヤなどによく見られます。次にサルノコシカケですが、これは、幹に出るキノコで倒木の原因になる腐朽菌の褐色腐朽菌である。このキノコが出るとベッコウタケと同じように、中が柔らかく腐っていき、倒木や枝折れの原因になります。

こうした樹木の腐朽状態を診断する方法としては、貫入抵抗測定器(レジストグラフ)や非破壊樹木腐朽診断として、γ線樹木腐朽診断器等の方法があります。

樹木が元気で青々しているから、木は元気であるという判断は間違っています。樹木は水分を吸収し、わずか数年の年輪で水分を運ぶことができるため、青々と元気でも、キノコや、空洞、強風が吹いた後の樹木の周りの土壌のひび割れなどが、樹木の異常のサインです。これら樹木の日常の観察と経年観察の記録より、樹木の変化を察知することが大事なことです。異常が見つかった時は、樹木の専門家である樹木医の診断を受け、措置を行わなければならないなりません。

## まとめ

研修会を受講して、事故・災害発生の三要因による防止策として、「神社境内における諸作業(環境整備含む)、および諸施設による事故・災害」は、危険予知訓練の事前実施、と周期的点検チェックの実施。そして「神社の祭祀実施中の事故(神輿・山車・馬など)」は危険予知訓練の実施。「神社境内敷地内樹木の倒木・枝折れによる事故・災害」は周期的点検チェックの実施が、それぞれに有効な事故・災害発生の防止策と考えられます。これらの策を継続的に実施してゆくことが「不慮の事故・災害に備える」方策として最善の施策と思われる。

神社実務部では、今後二年間にわたり、モデル神社(県内四神社程度)を設定して、「社境内敷地内樹木の倒木・枝折れによる事故・災害」を未然に防ぐため、周期的点検チェックの実施を予定しております。

モデル神社には、三ヶ月毎に訪問し、点検項目についてチェックし、樹木の倒木・枝折れの危険について所見の報告と改善策を検討してゆきたいと考えております。モデル神社として、点検チェックの実施に参画、ご協力いただける神社があれば、神社庁、または神社実務部員までご連絡下さい。

点検実施の結果については、次回の研修会の際に、実施状況、効果、所見、問題(改善)点などについて発表させて戴く予定です。そ

して、樹木点検の計画から・実施・点検の結果・改善までの一連の工程を繰り返して、行うことが事故・災害のリスクを少なくする唯一の方策と考えます

危険予知訓練は、現在、各業界、取り分け工事や製造などの作業担当者によって日々、作業前の打ち合わせ時に、相互安全確認の手法として幅広く活用されております。これを機会に、神社関係者として危険予知訓練の手法を身につけ、常に活用して危険作業の事前事故予防の確認を心掛けることが肝要と思います。危険予知訓練については、別途、研修会などにおいて、4ラウンド法を習得する機会を設け、業務現場で取り入れていただきたいと考えております。

また、樹木の事故防止は「木をみる・観察する」ところから始まります。神社実務部では、各社の宮司・氏子総代に樹木への関心をさらに高めていただきたく、樹木のチェックシートを作成する予定です。倒木・枝折れの兆候をいち早く察知し、事故を未然に防ぐ指針として役立てて欲しいと思います。

なお、今回の神社実務研修会の詳しい研修内容、研修資料ならびに樹木のチェックシートについては、改めて神社庁のホームページに掲載を予定しておりますのでご覧下さい。

埼玉県神道青年会会長就任挨拶



会長  
中山 真樹

この度、埼玉県神道青年会第二十二代会長として、二年間会務をお預かりする事となりました。歴史と伝統のある当会の会長を務めさせていただく事に際し、その責任の重さを痛感するとともに、私のような者が務まるのかという不安もありますが、会員の皆様の御協力と支えをいただきながら精一杯務めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。また、先輩諸兄の方におかれましては、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

当会は、創立以来五十七年という年月を積み重ねてまいりました。歴代会長を始め諸先輩方は、その時代に起きた諸問題に対し、話し合い、協力し合い、力を結集し、様々な事業を展開しながら今日まで継承してこられました。私は、団体が何かを行なうという事は、団結力というものが非常に大切な事だと思えます。そこで、我々は「和」という事をモットーに皆が心一つにして力を合わせ、事業を展開していきたいと思っております。また、会員相互の和を広げるといふ事は、家族の和、地域での和、氏子さんとの和といった事にも広がり、後々にも繋がっていくだろうと考え

ております。

現在、当会の会員は約百五十名であります。役員には副会長三名、総務局長、理事二十五名の方に御就任いただきました。事業企画部、研修部、事業発信部の三部が中心となり、活動の企画・運営を行なっております。

また、平成二十五年の第六十二回式年遷宮を間近に控え、今期も遷宮特別推進室を設置させていただく事といたしました。各部長、室長には中心となって企画していただきますが、役員一丸となって、より善き事業や研修を目指していきたいと思っておりますので、会員の皆様には多くの御参加をお願い申し上げます。

去る三月十一日、東北地方太平洋沖地震という未曾有の大災害が起きました。地震はもとより大津波による甚大な被害を受け、被災し犠牲となった多くの方々には、心からお見舞いを申し上げます。

被災地の復興に向けて、私たちは言うまでもなく国民全員が力を合わせていかなければならない時がきました。当会といたしましては、被災に遭われた方々に何かお役に立てる事を模索し、行動してまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様御協力を宜しくお願い申し上げます。

(本庄市千代田 金鑽神社欄宣)

新任職員挨拶



高澤 沙弥子

四月より、神社庁の事務局員としてお世話になっております。出身地は、兵庫県姫路市です。大学卒業後は、実家の神社で権欄宣として奉職してまいりました。日々、熱心に参拝なさる方の姿を、お見かけしますと、そのように尊い神様に神職としてご奉仕できることに感謝の気持ちを感じるとともに、まごころを込めて神明奉仕につとめたいと思っております。

氏子・崇敬者の方々をはじめとする、参拝者の皆様との交流を通して、神社神道について、より理解を深め、神社を守り受け継いでいくことができればとの思いから、皇學館大学神道学専攻科で学ぶ機会を得まして、今春、修了してまいりました。

この度は、埼玉県神社庁に奉職させて頂けるというご縁があり、大変有難く嬉しく感じしております。こちらで、神社に関わる様々な業務を目の当たりにし、あらためて身の引き締まる思いが致します。

何かと至らぬ点もございますが、日々精進し、できる限りの力を尽くして業務に臨みたいと思っております。どうぞ、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



三月十一日の東北地方太平洋沖地震被災地で被災された皆様、ご家族、関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

犠牲になられた方々に衷心より哀悼の意を表します。

被災地の一日も早い復興と、被災された方々の安寧をお祈り致しております。

また、本県につきましても人的被害こそ免れましたが、県内全域において多くの被害が出ております。

県内各社におかれましても多くの被災報告が寄せられており、関係各位の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

埼玉県神社庁長 中山 高嶺

### 震災後の庁務の対応について

この度の震災以降、計画停電の実施や鉄道網の混乱、またガソリンその他物資の供給不足などにより、神社本庁をはじめ神社庁の諸会議や行事が已むなく延期又は中止となりました。

かかる状況下にあつて本県神社庁でも、十六日に予定しておりました定例協議員会及び神政連代議員会は中止とし、各議員宛てに会議資料を送付、新年度の事業・予算の暫定的な執行方につきお願い申し上げます。

また、神社庁の事務については、計画停電（第三グループ）実施の際は、その時間帯に限り臨時閉庁とさせて頂きました。

尚、四月以降は、状況の推移を見守りつつ、諸会議・行事については可能な限り開催の予定です。また、計画停電については、節電に努め今後同様の対応をさせて頂きます。各位のご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

被災報告神社数 206社

被災箇所	延べ社数
本社殿	38
境内社	10
神楽殿	1
手水舎	5
社務所	10
鳥居	31
灯籠	155
玉垣・石垣	8
石碑・石塔	10
その他	9

3月31日現在

### 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被災報告書提出について

三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災報告を県内においても多く受けております。

つきましては、大変お手数ですが所定の「神社被災報告書」をご提出戴きます様、宜しくお願い申し上げます。

また、既に支部を通してファックス等でご報告戴いております方につきましても、改めて「神社被災報告書」をご提出願います。

所定用紙につきましては、各支部事務局までお問い合わせ下さい。

災害慰藉規定の詳しい内容については、月刊若木（平成二十二年七月）の写しをご覧ください。

なお、本報告書をご提出戴きましても、被害が軽微と判断される場合は、見舞金に代えて見舞状を贈呈することがあります。被害も多数出ており、資金も限られております。皆様方の御理解、御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

